

議案第 27 号

丸亀市立学校の電子決裁処理に関する規程の一部改正について
丸亀市立学校の電子決裁処理に関する規程の一部を次のとおり改正したい。
令和 6 年 11 月 15 日

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市立学校の電子決裁処理に関する規程の一部を改正する規程
丸亀市立学校の電子決裁処理に関する規程(平成 30 年教育委員会訓令第 6 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第 5 条関係)		別表(第 5 条関係)	
区分	範囲	区分	範囲
電子命令	略	電子命令	略
電子申請 (請求)	丸亀市学校職員の服務に関する規則(平成 17 年教育委員会規則第 16 号)に基づく次の申請 (1)～(5) 略	電子申請 (請求)	丸亀市学校職員の服務に関する規則(平成 17 年教育委員会規則第 16 号)に基づく次の申請 (1)～(5) 略 (6) 校外勤務
	丸亀市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成 17 年条例第 32 号)に基づく次の申請 (6) 職務に専念する義務の免除		丸亀市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成 17 年条例第 32 号)に基づく次の申請 (7) 職務に専念する義務の免除
	丸亀市立学校県費負担教職員の部分休業に関する規則(平成 17 年教育委員会規則第 12 号)に基づく次の申請 (7) 部分休業		丸亀市立学校県費負担教職員の部分休業に関する規則(平成 17 年教育委員会規則第 12 号)に基づく次の申請 (8) 部分休業

改正後		改正前	
	丸亀市立学校県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱い要綱(平成 17 年教育委員会訓令第 6 号)に基づく次の申請 <u>(8)</u> 自家用車使用登録 <u>(9)</u> 自家用車使用等承認 その他 <u>(10)</u> 欠勤・遅刻・早退		丸亀市立学校県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱い要綱(平成 17 年教育委員会訓令第 6 号)に基づく次の申請 <u>(9)</u> 自家用車使用登録 <u>(10)</u> 自家用車使用等承認 その他 <u>(11)</u> 欠勤・遅刻・早退

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。